

「預金保険法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・内閣府令案等に係るパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
特定回収困難債権の買取・回収（預金保険法施行規則）		
1	内閣府令案第29条の2について、対象となる債権に、貸付債権に関連して生じた不法行為に基づく損害賠償請求権や不当利得返還請求権を加えるべき。	御指摘のような債権も含め、貸付債権に関連して銀行が保有することとなった場合には、「・・・当該取引契約に基づく債権」（預金保険法施行規則第29条の2）に含まれ得ます。
破綻時に預金の円滑な払戻しを迅速に行うための所要の規定整備（預金保険法第58条の3第1項に規定する措置に関する内閣府令）		
2	金融機関は、施行日（改正法公布後1年以内の政令で定める日）までにこれらの措置についてマニュアル等の整備を行う（システム対応を伴う場合は、合理的な期間でのシステム開発計画を策定）とされているが、システム開発を伴う場合、施行日までに合理的な期間で開発ができる計画を策定すればよく、開発着手までは求められないとの理解でよいか。例えば、システム開発計画の策定とは、概算規模の算出により合理的期間内での開発の目処が確認することができるような、開発予算措置を講じる概念を含むとの理解でよいか。	システム開発を伴う場合、施行日までに開発に着手することまでは求めています。 事前の開発予算措置の要否については、必要となる開発規模にもよるので、各金融機関の個別の事情に応じそれぞれ御判断いただくこととなります。
3	システム開発を伴う場合、マニュアルの整備については、当該開発の内容にもとづき策定することと考えられるため、施行日までシステム開発の概要をベースにしたマニュアルの整備を行い、その後、合理的期間でのシステム開発の進捗にあわせて当該マニュアルの修正を行うという理解でよいか。	貴見のとおり。

4	<p>システム対応を伴う場合、「マニュアル等」および「システム開発計画」とは、施行日までにどこまで詳細なものが求められるのか明示いただきたい。</p>	<p>御指摘の点については、預金保険機構より業界団体を通じ各金融機関に検討の基礎となる資料を提示することとしているので、必要となる「マニュアル等」および「システム開発計画」のレベルはその上で各金融機関の個別の事情を勘案する必要があります。今回の法改正の趣旨に鑑み、各金融機関において必要と考えられる水準を踏まえたものを作成する必要があります。</p>
5	<p>「施行日までにこれらの措置についてマニュアル等の整備を行う（システム対応を伴う場合は、合理的な期間でのシステム開発計画を策定）」とあるが、システム対応を伴う部分について、システム開発完了までの手作業を想定したマニュアル等の整備は不要との理解でよいか。</p>	<p>システム対応を伴う部分は、基本的にはシステム対応がなされた前提でマニュアルを作成することを想定しております。</p>
6	<p>システム開発する場合の合理的な期間は、既存システムへの負荷や東日本大震災による金融機関の経営環境への影響等を十分考慮したものとしていただきたい。</p>	<p>合理的な期間の判断に当たっては、東日本大震災による影響も含め、個別の金融機関の事情が総合的に勘案されます。</p>
7	<p>東日本大震災の影響を受けた銀行については、手順書・マニュアルの整備の部分も含め、実情に応じた弾力的な対応をお願いしたい。</p>	<p>御指摘の点について、各金融機関の個別の事情を総合的に勘案し、過度な負担が個別金融機関にかからぬよう、適切に運用してまいります。</p>

8	<p>「システム対応を伴う場合は、合理的な期間でのシステム開発計画を策定」とあるが、金融機関ごとに、他のシステム開発案件の状況やシステム更改時期は異なる。各金融機関がそれぞれの状況にあった期間でのシステム開発計画を策定できるようにしていただきたい。</p> <p>例えば、勘定系システム更改時期をおおよそ5年内としている場合、「5年」を「合理的な期間」としてよいか。</p> <p>金融機関は、施行日（改正法公布後1年以内の政令で定める日）までに、内閣府令案で示された措置についてマニュアル等の整備を行う（システム対応を伴う場合は、合理的な期間でのシステム開発計画を策定）とされている。</p> <p>システム対応を伴う場合の「合理的な期間」については、システムの更改時期等、個別行の事情も十分に配慮いただきたい。</p>	合理的な期間の判断に当たっては、個別の金融機関の事情が総合的に勘案されます。
9	<p>払戻し可能な部分（付保預金）と払戻しできない部分（非付保預金）に速やかに分別管理できるようにするための体制整備に関しては、口座分割に限定するのではなく、同様の分別管理の効果が出せるものであれば、各金融機関の実情（既存システムや事務取扱面等）に応じて、各金融機関の判断において体制を整備することで問題ないとの理解でよいか。</p>	貴見のとおり。
10	<p>内閣府令の内容では、具体的な検討に着手するための情報量が足りないため、詳細な記載がある取扱要領のようなものを参考情報としてご提示いただいたうえで、金融機関等の意見をご聴取いただきたい。</p>	御指摘の点について、預金保険機構より対応する予定です。

11	<p>金融機関の破綻処理には、金曜日の夕刻破綻し月曜日の朝には営業再開する「金月処理」が想定されているとのことだが、金融機関破綻（金曜日夕刻）後、預金保険機構から付保預金額を把握するための名寄せデータが還元され、金融機関側が処理に着手できるのが日曜日午後からであることを勘案した場合、営業再開までに、全ての流動性預金について、付保預金と非付保預金に分別し、非付保預金を支払停止とし、付保預金について通常の預金口座振替処理を完了させるという処理を行うことは、口座数の多い銀行にとっては非常に困難である。</p> <p>システム対応を行ったとしても、例えば当座貸越と預金の相殺についてお客さまの確認が取れないケース（非付保預金が確定できない）等、営業再開までに分別ができないことも想定される。こうしたケースについては営業再開後の分別も許容する等、弾力的な運用を許容していただきたい。</p> <p>混在預金の多寡にもよるが、日曜日の午前中に受領した名寄せ情報に基づき、月曜日の営業再開時までに口座分割を行うのは時間的に余裕がない（実際には、月曜日の口座振替や振込の処理時間を考慮すれば日曜日中に口座分割を完了する必要がある）ことから、営業再開後、口座分割が終了するまでの間は、混在預金の払出し等については、預金保険機構からの還元資料等に基づき、個別に窓口で対応することも認めていただきたい。</p>	<p>営業再開後の業務内容については、原則として通常営業時と同等の業務を行っていただくことを想定しております。</p> <p>具体的な取扱いの例示については、預金保険機構より業界団体を通じ各金融機関に提示する予定です。</p>
12	<p>定期性預金については、払戻しや概算払いの要求または事業譲渡時までに口座分割を行うことができれば、システム対応を行う必要はないことを明確にしていきたい。</p>	<p>御指摘の点については、商品・システム・営業形態等を個別に勘案して対応する必要がありますので、一律にシステム対応が必要ないということとはできません。</p> <p>一般論としては、営業再開後の業務内容については、原則として通常営業時と同等の業務を行っていただくことを想定しております。</p>

13	<p>破綻日に貸越が発生している場合における預金者の相殺の意思確認については、金融機関の事務面、システム面の対応をシンプルにする観点から、例えば、自動的に相殺が行えるようにするなど、簡便な方法を認めていただきたい。</p>	<p>金融機関側からの相殺については、裁判所の判断が必要となるため、ここでは預金者からの相殺を行うことを標準手順とする必要があります。詳細については、預金保険機構より業界団体を通じ各金融機関に提示する予定です。</p> <p>なお、営業再開までに預金者の意思確認をすべて終えることは想定していません。</p>
14	<p>現行システムでは、遡って処理できる起算日の制限があるが、自動継続の定期預金の場合、直近の継続日を起算日として付保預金および非付保預金の口座を開設するのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
15	<p>貸越が発生している預金者で付保預金しか保有していない場合には、総合口座の普通預金に入出金停止措置を講じる必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
16	<p>再生債権と共益債権の分別管理等を行うための入出金明細データの預金保険機構への提出時限については、金融機関のシステム負荷も考慮して、十分な時間を確保していただきたい。</p> <p>破綻後、機構システム端末を破綻金融機関の営業店に設置し、必要な情報を金融機関で登録することが想定されているとのことだが、操作方法を熟知している金融整理管財人配下の担当者（金融機関以外の者）の十分なサポートをお願いしたい。</p>	<p>御指摘の趣旨につき、預金保険機構が適切な対応をとるよう、当庁として監督してまいります。</p>

17	<p>非付保預金については、破綻日以降に係る利息を付与するのか明確にしていたいただきたい。</p> <p>定期性預金の未払利息については、付保元本と非付保元本の割合に応じて按分することも認めていただきたい。</p> <p>例えば、最低預入金額が500万円となっている定期預金について、口座分割の結果、口座残高が300万円となった場合（システム上、元の定期預金と同様の利息計算をすることが困難）、分割後の口座の金利等の条件についてはどのようにすればよいのか。</p> <p>営業再開日以降に預金取引を制限する具体的な事例はあるか。例えば、積立定期預金や定期積金への普通預金等からの自動振替は破綻日前と同様に実施しても問題ないとの理解でよいか。</p>	<p>御指摘の点については、預金者との契約関係、採用される破綻処理スキームにより、取扱いが異なり得ると考えられます。なお、システム上の取扱いについては、預金保険機構より業界団体を通じ各金融機関に提示する予定です。</p>
18	<p>「付保預金と非付保預金への速やかな分別」を実際に実施することとなった場合、例えば以下のようなケースなど、実務上、取扱いが困難なケースが多数出てくると思われる。</p> <p>そうしたケースについては、各金融機関のシステムや商品の特性に合わせた弾力的な対応を許容するとともに、各金融機関が対応するうえでの参考として、こうした取扱いが困難なケースについて取扱い方法の標準例を示していただきたい。</p> <p>A. 貸出先（総合口座当貸先を含む）であるお客さまが保有する預金については、当該貸出に関するお客さまの意向（返済または相殺）を確認のうえ対応することとなるが、意向が確認できるまでの間の取扱い（入出金停止措置等）、確認後の作業フロー</p> <p>B. 中間利払（中間利払用の子定期に入金、現金で支払い、別の流動性預金口座に入金）済の口座の分割 等</p>	<p>御指摘の点も含め、今回の法令改正に伴う実務的な取扱いについては、預金保険機構より業界団体を通じ各金融機関に提示する予定です。</p>

<p>追加名寄せ、相殺、概算払いについては、例えば以下の点等について詳細の運用方法が不明なこと、また実際の取扱いにおいては機構システムとの連携が必要と考えられることから、機構システムの取扱要領（機構システムから出力される書類などを含む）を含め、機構が想定する具体的取扱フロー例等を早期に提示願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加名寄せ…追加名寄せにより付保、非付保の分類が変わる場合の取扱い（口座分割後、相殺受付後等） ・相殺…非付保預金および貸金が複数存在する場合の取扱い、具体的相殺の実行手順 ・概算払…概算払額の算定、買取資金の確保、振込方法などの具体的手順 等 	
<p>システム対応を検討する場合、コストなどの対応負荷を考えると、流動性預金の非付保部分について、預金口座振替の形で対象口座から引落とし、別段預金に切り出す方法が現実的な選択肢の一つであると考えられる。</p> <p>このため、預金保険機構において、引落データ（非付保預金相当額）を全銀フォーマットで作成し、破綻金融機関に伝送する仕組みとすることを検討願いたい。</p>	
<p>財形預金が混在口座となる場合、どのように口座分割を行えばよいか。</p>	
<p>複数の営業店に口座を保有する預金者については、預金保険機構の持込み端末により全店名寄せの結果を照会できるようにしていただきたい。</p>	
<p>各金融機関のシステム対応スケジュールに合わせて名寄せ結果データを提供していただきたい。</p>	
<p>概算払を実行すると預金の帰属主体が預金者から預金保険機構の名義に変わるため、当該口座のCIF番号も変更する必要があるのか。</p>	
<p>追加名寄せは、現行の連名預金等内訳明細データのFDによる提出ではなく、預金保険機構の持込み端末からの入力代替されるとの理解でよいか。</p>	

<p>追加名寄せにより付保・非付保の対象口座または残高に変更が生じた場合、口座分割および預金保険機構への訂正報告はどのように行えばよいか。</p>	
<p>口座分割に伴う利息補正の作業は、必ずしも月曜日の営業再開までに終了する必要はなく、利息決算時あるいは事業譲渡時までに実施してもよいか。</p>	
<p>非付保預金については、通帳を新たに作成し、預金者あてに送付することが困難な場合、具体的にどのような措置が考えられるのかを明示していただきたい。</p>	
<p>混在預金の元利金を付保・非付保に分割し、非付保部分で新規口座を開設する場合、新規口座の口座番号は元の口座の番号と同一とする必要はあるのか。また、金融機関において、元の口座と新規口座の紐付け管理はどの程度必要なのか。</p>	
<p>金融機関が預金者に残高証明書を発行する場合、再生債権・共益債権（付保・非付保）の区分を顧客に明示する必要はあるか。</p>	